

# 国民健康保険税率及び賦課限度額の 改正について

—令和7年度 第2回久喜市国民健康保険運営協議会—

令和7年12月17日  
久喜市国民健康保険課

# 1 国民健康保険制度について

- ・国民健康保険の制度改革に伴い、国民健康保険は、平成30年4月から都道府県と市町村との共同運営となり、制度を安定的に運営するため、財政運営の責任主体は都道府県となりました。
- ・出産育児一時金等の一部を除く保険給付費に必要な費用が県から交付される一方、市町村国保は都道府県から示される国民健康保険事業費納付金を支払います。
- ・都道府県は国民健康保険運営方針を策定し、市町村は国民健康保険運営方針に基づいて保険事業を運営しています。

## 2 「第3期 埼玉県国民健康保険運営方針」について

- ・令和5年12月25日 策定
- ・対象期間 令和6年4月1日から令和12年3月31日までの6年間
- ・県内市町村の保険税水準の完全統一に向けて、段階的な進め方が示されています。

### 保険税水準統一の進め方

#### ①納付金ベースの統一(R6年度～)

医療費水準を反映せず、統一基準により納付金を算定します。

#### ②準統一(R9年度～)

収納率格差以外の項目を統一します。

#### ③完全統一(R12年度予定)

収納率格差を反映しない完全統一を実現します。

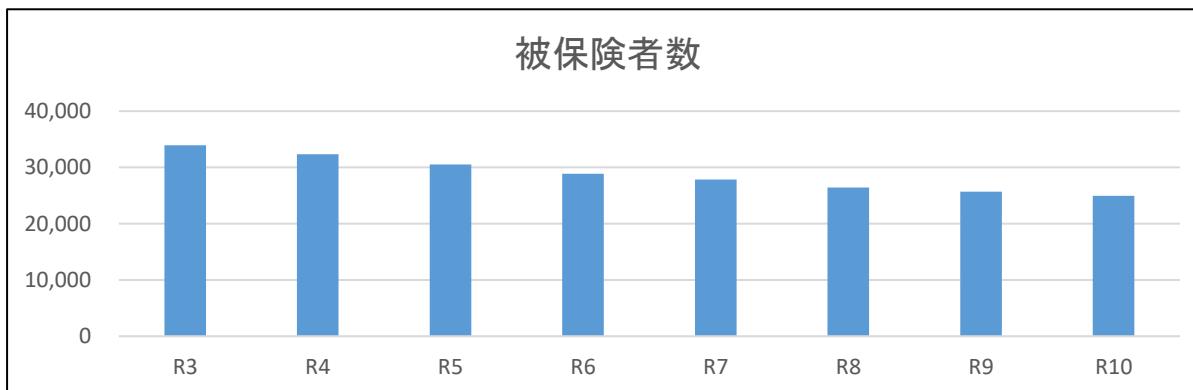
### 3 久喜市の現況

#### (1) 被保険者数の推移

被保険者数は年々減少しており、令和8年度納付金(仮算定)の算出における被保険者数について、埼玉県は前年から大幅減の26,423人と推計しています。団塊の世代の後期高齢者への移行は、令和6年をもってピークを過ぎたものの、依然として移行の人数は高い水準となっており、社会保険についても、令和9年10月以降、段階的に適用が拡大されることとなっていることから、今後も被保険者数の減少は続くものと考えられます。

○被保険者数の見込み (人)

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
被保険者数	33,909	32,322	30,497	28,860	27,853	26,423	25,672	24,943



※R3～R6は年平均、R7は4月1日時点、R8は県の推計

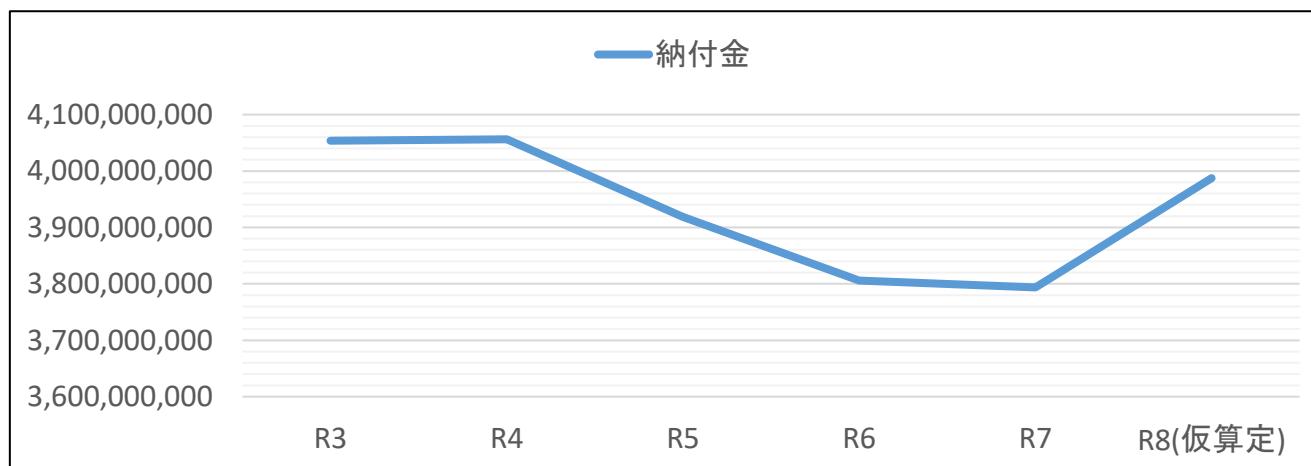
※R9、R10は被保険者数の伸び率の平均と埼玉県運営方針の推計の平均伸び率を用いて算出

## (2) 国民健康保険事業費納付金の推移

埼玉県から示される国民健康保険事業費納付金については、令和5年度に減少に転じましたが、令和8年度は、1人当たり保険給付費額の増や、子ども・子育て支援納付金の創設に伴い増加しています。年度により増減が異なるため、今後の見込みが難しい状況にあります。

(円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8(仮算定)
納付金総額	4,053,670,336	4,056,223,679	3,918,580,279	3,806,015,530	3,793,653,223	3,987,319,905
増減	216,024,060	2,553,343	▲137,643,400	▲112,564,749	▲12,362,307	193,666,682
(うち子ども分)	—	—	—	—	—	84,748,037

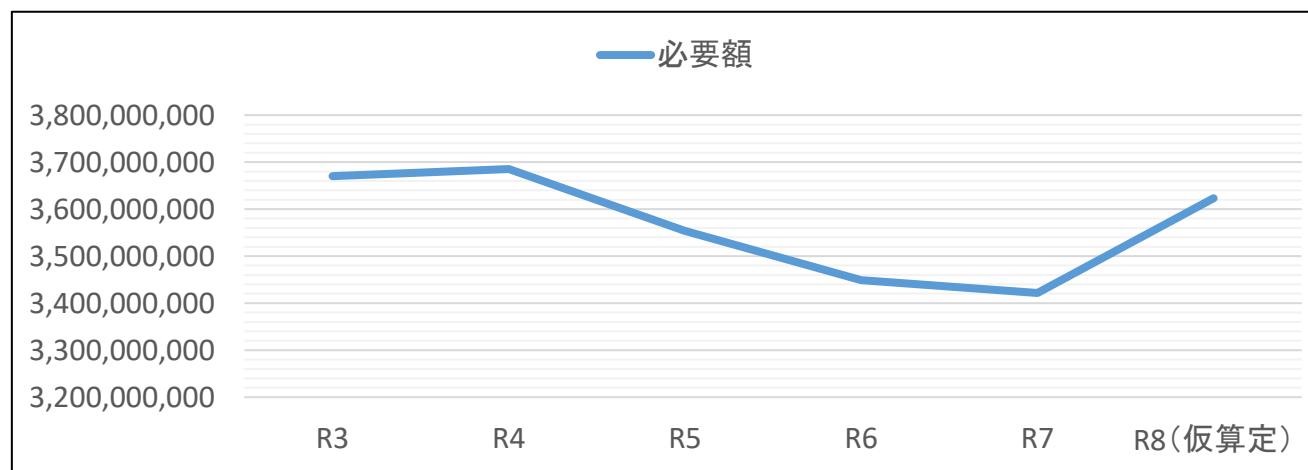


### (3)保険税必要額の推移

国民健康保険事業費納付金を納付するために必要な保険税額として、埼玉県から示されるものです。納付金に連動して、年度により増減しています。

(円)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8(仮算定)
必要額	3,669,908,725	3,685,302,912	3,553,609,890	3,448,879,398	3,421,647,748	3,623,398,975
増 減	256,635,445	15,394,187	▲131,693,022	▲104,730,492	▲27,231,650	201,751,227
(うち子ども分)	—	—	—	—	—	78,710,730

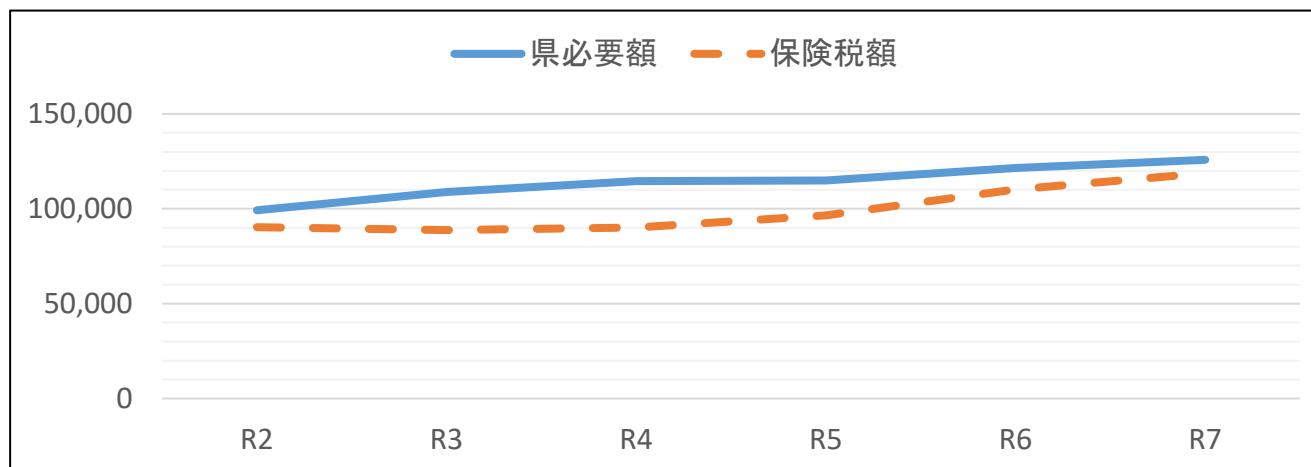


#### (4) 1人当たり保険税額

国民健康保険事業費納付金の本算定で埼玉県が示す必要な保険税額と、実際の保険税額に乖離が生じています。

(円)

	R2	R3	R4	R5	R6	R7
県必要額	99,220	108,867	114,536	114,978	121,516	125,805
保険税額	90,262	88,777	90,124	96,626	110,123	118,763
差額	▲8,958	▲20,090	▲24,412	▲18,352	▲11,393	▲7,042



## (5) 国民健康保険給付費等支払基金の推移

これまで、基金を取り崩して収支不足を補ってきましたが、令和5年度末の基金残高を考えると令和6年度以降は基金に積立てるのは難しい状況です。

	R3	R4	R5	R6	R7
当初基金残高	863,325,312	435,013,877	213,006,111	1,648	32,107,987
積立	161,863,565	120,961,234	16,537	69,074,339	54,810,000
取崩し	590,175,000	342,969,000	213,021,000	36,968,000	32,107,000
年度末基金残高	435,013,877	213,006,111	1,648	32,107,987	54,810,987

※R3～R6までは決算によるもので、R7は11月補正後の見込額。

## 4 令和8年度国民健康保険事業費納付金(仮算定)について

- ・ 納付金額 3, 987, 319, 905円
- ・ 必要な保険税額 3, 623, 398, 975円

税率	医療分		支援分		介護分		子ども分			合計	
	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	18歳以上 均等割	所得割	均等割
現行	7.81	39,000	3.09	16,600	2.87	16,200	—	—	—	13.77	71,800
市標準	8.08	49,112	2.82	17,027	2.41	17,111	0.26	1,593	100	13.57	84,943
県標準	8.09	49,155	2.85	17,178	2.48	17,587	0.26	1,583	118	13.68	85,621

※市標準：県が定める算定方式に基づく久喜市の標準保険税率（概ね 応能割 53：応益割 47）

県標準：全国統一の算定方式に基づく埼玉県の標準保険税率（概ね 応能割 53：応益割 47）

応能割とは、各人の負担能力に応じて賦課するもので所得割をいいます。

応益割とは、世帯や被保険者の人数に対して賦課するもので均等割をいいます。

## 5 子ども・子育て支援納付金分について

国が取りまとめた「子ども・子育て支援加速化プラン」に基づく、児童手当の拡充や「子ども誰でも通園制度」等の少子化対策に係る給付の財源とするため、令和8年4月に子ども・子育て支援金制度が創設されます。子ども・子育て支援納付金は、本制度の創設に伴い、医療保険料とあわせて全世代・全経済主体に負担していただくものです。

ただし、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子育て世帯の負担が増えないよう、18歳未満の被保険者の均等割額は10割軽減され、その軽減相当分を18歳以上の被保険者に按分して負担していただくこととなります。

※「18歳」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を指しています。

(参考) 18歳未満被保険者の均等割額10割軽減の仕組み（イメージ図）

(18歳未満被保険者)

$$\boxed{\text{保険税額}} = \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{均等割額}}$$

~~均等割額~~

↓

$$\boxed{\text{18歳未満均等割額の総額}} \div \boxed{\text{18歳以上被保険者数}} = \boxed{\text{18歳以上均等割額}}$$

(18歳以上被保険者)

$$\boxed{\text{保険税額}} = \boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{18歳以上均等割額}}$$

←

## 6 令和8年度国民健康保険税率について

埼玉県内の市町村国保は、埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)に基づき、令和9年度の保険税水準の準統一において埼玉県が提示する標準保険税率どおりに税率を設定することとされています。

久喜市においては、被保険者の急激な負担増に配慮する観点から、令和5年度以降、段階的に税率改正を実施しているところです。

令和8年度の税率におきましても、県から示された納付金の仮算定結果を踏まえ、標準保険税率に近づけつつ、赤字とならない水準となるよう改正する必要があります。

また、保険税収入を確保するためには収納対策が重要であることから、県が示す口座振替原則化を令和8年4月から開始するとともに、外国人被保険者等に対する前納の検討や、更なる滞納処分の徹底を行っていきます。

## 7 協議事項

### (1) 税率改正の基本的な考え方

#### ① 税率改正時期

税率改正時期は令和8年4月1日とします。

#### ② 応能・応益割合

現行(令和7年度)税率の応能・応益割合は55:45です。

令和8年度においては、令和9年度の埼玉県の保険税準統一に向けて、県の水準である概ね53:47になるよう税率を設定しています。

#### ③ 法定外繰入

埼玉県国民健康保険運営方針において、令和9年度に保険税水準の準統一を実現するため、「決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入金」を含めた法定外一般会計繰入金等全体を解消することが示されていることから、法定外繰入は行わないものとします。

## (2) 税率改正案

		改正案	現行	差分	標準税率※1
医療給付費分	所得割率	8.08%	7.81%	+0.27ポイント	8.08%
	均等割額	47,500円	39,000円	+8,500円	49,112円
	賦課限度額	660,000円	650,000円	+10,000円	660,000円
後期高齢者支援金等分	所得割率	2.82%	3.09%	▲0.27ポイント	2.82%
	均等割額	17,000円	16,600円	+400円	17,027円
	賦課限度額	260,000円	240,000円	+20,000円	260,000円
介護納付金分	所得割率	2.41%	2.87%	▲0.46ポイント	2.41%
	均等割額	17,100円	16,200円	+900円	17,111円
	賦課限度額	170,000円	170,000円	±0円	170,000円
子ども・子育て支援納付金分	所得割率	0.26%	—	+0.26ポイント	0.26%
	均等割額	1,600円	—	+1,600円	1,593円
	18歳以上均等割額	100円	—	+100円	100円
	賦課限度額	政令と同額※2	—	皆増	—
合 計	所得割率	13.57%	13.77%	▲0.20ポイント	13.57%
	均等割額※3	83,300円	71,800円	+11,500円	84,943円
	賦課限度額 (子ども分除く)	1,090,000円	1,060,000円	+30,000円	1,090,000円

※1 令和8年度国民健康保険事業費納付金仮算定で示された久喜市の市町村標準保険税率。

※2 子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額は、今後、地方税法施行令に規定される予定です。

※3 18歳以上均等割額を含みます。

### (3) 必要な保険税額に対する保険税収納額の不足イメージ

«R6本算定»	«R6本算定»	«R6決算»	«R7本算定»	«R7本算定»	«R7予算ベース»	«R8仮算定»	«R8仮算定»	«改正案»
納付金 38. 1億円	必要な保険税額 35. 5億円  一般会計返納分 1. 0億円	保険税収納額 35. 5億円 (内訳) 一般被保険者現年分 29. 7億円 + 保険税軽減分 4. 3億円 + 未就学児軽減分 0. 1億円  不足分 1. 4億円	納付金 37. 9億円	必要な保険税額 34. 2億円	保険税収納額 34. 5億円(内訳) 一般被保険者現年分 29. 9億円 + 保険税軽減分 4. 5億円 + 未就学児軽減分 0. 1億円  超過分 0. 3億円	納付金 39. 9億円	必要な保険税額 36. 2億円	保険税収納額 36. 2億円(内訳) 一般被保険者現年分 31. 2億円 + 保険税軽減分 4. 8億円 + 未就学児軽減分 0. 1億円 + 基金繰入分 (貸付金償還のため) 0. 1億円

## (4) 税額の試算(モデルケース)

世帯種別	収入内容	収入金額	現行税率	改正案※1		差引額	
①1人世帯 (65歳) 【2割軽減】	年金収入	200万円	95,700円	従来分	102,700円	7,000円(+583円/人月)	
				子ども分	2,500円	2,500円(+209円/人月)	
				計	105,200円	9,500円(+792円/人月)	
②2人世帯 (65歳夫婦) 【5割軽減】	年金収入(夫)	200万円	106,800円	従来分	115,600円	8,800円(+367円/人月)	
	年金収入(妻)	100万円		子ども分	2,900円	2,900円(+121円/人月)	
				計	118,500円	11,700円(+488円/人月)	
③4人世帯 (45歳夫婦) 【軽減なし】	給与(夫)	430万円	608,600円	従来分	634,100円	25,500円(+531円/人月)	
	給与(妻)	98万円		子ども分	10,000円	10,000円(+209円/人月)	
	子(15歳)	0円		計	644,100円	35,500円(+740円/人月)	
	子(10歳)	0円					

※1 従来分は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分の合計額です。

※2 世帯種別①②は、介護納付金分は含みません。

※3 久喜市における国民健康保険加入世帯の92.3%が2人以下の世帯です。

## (5) 改正案における保険税の減額

### ・低所得世帯に対する軽減措置

		医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分	子ども・子育て支援納付金分		合計
					通常分	18歳以上分	
被保険者均等割 (軽減前)		47,500円	17,000円	17,100円	1,600円	100円	83,300円
7割軽減	軽減額	33,250円	11,900円	11,970円	1,120円	70円	58,310円
	軽減後の額	14,250円	5,100円	5,130円	480円	30円	24,990円
5割軽減	軽減額	23,750円	8,500円	8,550円	800円	50円	41,650円
	軽減後の額	23,750円	8,500円	8,550円	800円	50円	41,650円
2割軽減	軽減額	9,500円	3,400円	3,420円	320円	20円	16,660円
	軽減後の額	38,000円	13,600円	13,680円	1,280円	80円	66,640円

### ・未就学児に対する軽減措置

均等割額の5割を軽減します。低所得世帯に対する軽減措置が適用されている場合は、当該軽減措置後の額から更に5割の減額になります。